

ものづくりのまち井原創業支援奨励金募集要領

1 募集の目的

本市における産業振興を図るため、市内の雇用創出及び地域経済の成長発展を期待することができる、製造業を中心とした工場等を設置する新規創業を計画する者を募集する。

2 用語の定義

本募集要領における用語を次のとおり定義する。

(1) 申請者

本募集要領に基づき、ものづくりのまち井原創業支援奨励金事業認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出した者

(2) 候補者

申請者のうち、ものづくりのまち井原創業支援奨励金認定候補者審査会により選定された者

3 申請資格

(1) 次のいずれかを自ら設置し、操業しようとする者であること。

ア 製造工場

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)表中の大分類E「製造業」の用途に供する建築物

イ 研究所等

次の各号のいずれかに該当する建築物

- ・工業製品に係る研究所
- ・バイオテクノロジーに係る研究所
- ・光通信又は電気通信に係る研究所
- ・ソフトウェアハウス
- ・システムハウス
- ・高度情報処理産業に係る事業所
- ・高度な機械修理業に係る事業所
- ・ディスプレイ業に係る事業所
- ・非破壊検査業に係る事業所
- ・デザイン業に係る事業所
- ・機械設計業に係る事業所
- ・エンジニアリング業に係る事業所
- ・その他産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所

(2) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業を計画する者

(3) 奨励金の初回の交付日から10年間、市内に本社を有する者

(4) 奨励金の認定日から3年以内に事業を開始し、10年間継続する者

- (5) 初回の交付申請の日から前号に規定する期間において、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (6) 会社の役員でない個人又は認定申請時において法人設立から3年以内でかつ代表者が他の会社の役員でない法人
- (7) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でない者
- (8) 事業に要する資金（認定後3年間）のうち、自己資金が10分の1以上である者
- (9) 市税を滞納していない者
- (10) 認定日から3年以内に固定資産（土地、家屋及び償却資産）を取得した場合には、その資産を10年間保有すること。ただし、事業拡大に資する場合その他市長が必要と認める場合には除く。

4 予備審査申請手続

- (1) 予備審査申請受付期間
令和6年6月から令和6年8月末まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）
- (2) 申請に必要な書類
 - ア ものづくりのまち井原創業支援奨励金事業認定申請書（様式第1号）
 - イ 創業計画書（様式第2号）
 - ウ 事業に係る経費及び積算内容が確認できる書類（工事費内訳書、見積書等の写し）
 - エ 建設予定箇所に係る土地及び建築物の詳細な図面及び写真
 - オ 建築物の建設計画概要
 - カ 土地及び建物の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書等）
 - キ 法人の場合は法人登記全部事項証明書
 - ク 本市が必要と認める書類（提出を求められた場合は速やかに応じること。）
- (3) 提出部数
9部（正本1部＋副本8部）
- (4) 提出方法等
 - ア 8の申請受付場所に持参又は郵送するものとする。（郵送の場合は、書留郵便、配達証明郵便その他これに準じる方法に限り、申請受付期間内に必着のこと。）
 - イ 提出書類については返却しないものとする。

5 認定申請手続

- (1) 申請受付期間
令和6年10月1日から10月15日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）
- (2) 申請に必要な書類
 - ア ものづくりのまち井原創業支援奨励金事業認定申請書（様式第1号）
 - イ 創業計画書（様式第2号）
 - ウ 事業に係る経費及び積算内容が確認できる書類（工事費内訳書、見積書等の写し）
 - エ 建設予定箇所に係る土地及び建築物の詳細な図面及び写真
 - オ 建築物の建設計画概要
 - カ 土地及び建物の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書等）

キ 法人の場合は法人登記全部事項証明書

ク 本市が必要と認める書類（提出を求められた場合は速やかに応じること。）

(3) 提出部数

9部（正本1部＋副本8部）

(4) 提出方法等

ア 8の申請受付場所に持参又は郵送するものとする。（郵送の場合は、書留郵便、配達証明郵便その他これに準じる方法に限り、申請受付期間内に必着のこと。）

イ 提出書類は、審査結果のいかんにかかわらず返却しないものとする。

6 審査

(1) 予備審査

申請者の提出書類に基づき、審査員8名による予備審査（書類審査）を実施する。審査は提出があったものから順次行うこととし、後述する各審査項目について5段階での評価及び講評を記入したものを審査結果として申請者に対し通知する。

(2) 本審査

本審査は書類審査とプレゼンテーション審査により行うこととし、プレゼンテーション審査終了後の審査会での協議により認定候補者を決定する。

(3) 審査項目及び本審査における配点

審査項目（①から⑥までは予備審査及び本審査ともに共通、⑦、⑧は本審査のみ）及び本審査における配点（書類審査及びプレゼンテーションともに共通）は次のとおりとする。なお、本審査における総合得点は100点とする。

①事業実施の妥当性【10点】

- ・創業モデル・研究開発等に新規性や先進性があるか。
- ・目指す成果が妥当であり、その実現の期待ができるか。

②市場性【10点】

- ・事業の対象市場が明確にされているか。
- ・市場ニーズに合致した創業モデル・研究開発等か。

③将来性【25点】

- ・研究開発成果等に相応の収益が見込まれ、事業継続の見込みがあるか。また、雇用の創出効果が期待できるか。
- ・自立的に事業活動を継続していく将来ビジョン・経営者としての能力を有しているか。

④地域性【10点】

- ・地域の企業や事業者等と連携することで地域経済の活性化に資することが期待できるか。
- ・地域の素材や技術を生かした内容となっているか。

⑤資金調達等実施能力【20点】

- ・事業に要する資金に対して10分の1以上の自己資金、その他資金の調達が可能であるか。
- ・事業を遂行する実施能力等を有しているか。

⑥実施体制【15点】

- ・期間内に事業を実施することが可能であるか。

⑦予備審査結果【10点】

・予備審査を受けたうえで、その審査結果を踏まえた事業計画となっているか。

⑧その他【加点】

・特定創業支援事業証明書の交付が受けられる者や各種ビジネスプランコンテストにおいて表彰された計画等であるか。

(4) プレゼンテーション審査会（書類審査の結果、上位2者程度）

① 開催日時 令和6年11月中（※参加者には別途通知を行う）

② 開催場所 井原市地場産業振興センター

③ 審査形式 ヒアリング・プレゼンテーション

※プレゼンテーションは1申請者当たり30分以内とする。

※審査の順番は、申請の受付順とする。

※プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑時間（20分）を設ける。

④ 認定候補者決定

(5) 基準点

本審査に係る基準点は、原則として審査員の平均点が70点以上とする。ただし、審査員3名以上が同一の項目を「1：劣っている（事業に支障する恐れあり）」として評価した場合には認定候補者とししない。

(6) 認定候補者通知

日 時 令和6年12月

内 容 審査会で決定した認定候補者に対して、その旨通知する。
なお、認定候補者は、認定までの間、市が指定する産業支援機関等からの支援を受け、事業実施に向け準備を進める（計画のブラッシュアップ等を含む）。

(7) 認定通知

日 時 令和7年3月下旬

奨励金額 事業に係る資金から、自己資金及び本奨励金の趣旨・目的に沿わない経費を差し引いた金額を上限とします。

（2,000万円～1億円）

(8) 審査に関する疑義等

審査の経過等に関する疑義照会及び質問等には、一切応じない。また、審査員の氏名についても公表しない。

6 公表

申請者について、認定候補者とならなかった者の氏名（法人名）や事業計画等の公表は行いません。

認定者に係る創業計画書は公表を予定しています。ただし、認定者からの要望及び審査会において必要と判断した場合は非公表とすることがあります。

7 その他

認定後の交付申請については、認定日の翌年度から3年度以内、かつ、年度につき1回限りとし、認定した奨励金額からの増額は認めません。

また、認定日の翌年度から3年間は、年末に開催する報告会への参加及び市が指定す

る産業支援機関からの助言や支援（起業から操業、運営に至るまで収支計画や事業計画書の見直し等幅広く）を受けることを義務付けます。

8 問い合わせ先・申請受付場所

井原市役所 建設経済部 商工課

住 所：〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地 地場産業振興センター 2階

電 話：0866-62-8850

F A X：0866-62-8853

メール：shoko@city.ibara.lg.jp